

平成28年度（2016年） 外国人奨学生募集要項

一般財団法人 高久国際奨学財団

Tel/fax 03-5485-6080

E-mail: info@takaku-foundation.com

1 趣旨

わが国の大学に入学している海外諸国からの留学生のうち、学業人物ともに優秀な博士課程の学生で、かつ経済的援助が必要と認められる学生に対して奨学支援を行います。

2 応募資格（平成28年4月時点で下記の資格すべてに該当すること）

- （1）外国の国籍を有し在留資格‘留学’の学生。
- （2）2016年4月時点で日本の大学院博士課程在籍（学部生、修士課程不可）
- （3）本奨学生となった場合、他の奨学金・助成金等を受けていないこと。
- （4）東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県在住の学生。
- （5）日本語能力試験1級に準ずる会話力及び文章力を有する学生。
- （6）健康であること。
- （7）国際理解と親善に関心を持ち、貢献を意図する学生。
- （8）月例会（月に1回、土曜日）に必ず出席できる学生。
- （9）月末に400字のレポートを必ず提出できる学生。

3 採用人員

4名以内

4 奨学金の額と支給の方法

- ・ 奨学金の支給額 月額10万円
- ・ 支給期間 平成28年4月から平成29年3月まで（1年間）
- ・ 奨学金の支給方法 毎月当財団月例会で手渡し

5 奨学金の停止

- ・ 病気その他の事由により勉学または研究を継続する見込みのない場合。
- ・ 学業成績不良の場合。
- ・ 勉学または研究の指導者から勉学または研究の継続に不適格とみなされた場合。

- ・ 当財団の名誉を傷つける行為をした場合。
- ・ 支給期間内に博士課程を修了（卒業）した場合。（奨学金の支給は終了した月まで）
- ・ 月例会への出席率が悪い場合
- ・ レポートの提出期限が守れない場合

6 提出書類（書類は返却しません） * 書類不備の場合は選考対象外となります

（1）奨学金申込書（所定用紙） 顔写真を貼付する（未記入の箇所がないよう注意してください） （2）推薦書（ゼミの教官等本人を良く知る学識経験者による。様式は自由） （3）成績証明書 （4）在学証明書（コピー可） （5）在留カードのコピー（住所変更した場合は裏コピーを添付してください）、または外国人登録証のコピー （6）住民票（コピー可） （7）作文2題 題1：留学の目的 題2：研究の要旨 （日本語で各400字以内、A4横書きで1枚にまとめる、ワープロ可） （8）結果連絡用の返信封筒（定型封筒）1枚（82円切手貼付、自分の住所氏名記入） * 長さ14～ 23.5× 幅 9～12cm
注 推薦書以外の書類は封筒から出して提出してください。

7 提出期間

平成27年11月1日より11月30日まで（当日消印有効）

8 提出方法

郵送：普通郵便で送ってください。（書留不可）

9 提出先

〒106-0031 東京都港区西麻布4-17-4 高久国際奨学財団 外国人奨学生申込係

10 選考方法

- ・ 書類選考
- ・ 面接（書類選考通過者に時間を通知） 平成28年2月を予定

- ・ 提出された書類と面接結果をもとに、選考委員会の審査を経て理事会にて最終決定 最終の選考結果は3月末までに応募者全員に通知します。

11 奨学生の義務

- ・ 奨学金返済の義務はありません。
 - ・ ただし、当財団の奨学金受給期間中に他の奨学金または助成金支給を選択した場合は、受給開始月より辞退時までの奨学金を全額返済することとする。
 - ・ 毎月月例レポート（400字程度）を理事長宛に提出し、月例会に参加すること。
（月例会は月に1回、土曜日開催。日程は全員の予定を考慮し決定。）
 - ・ 学業に励み、健康に留意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとること。
 - ・ 本財団の奨学金支給規程、その他の規程を守ること。
1. 提出された書類は当財団事務局及び選考委員会以外に公表されることはありません。
 2. 合格者名は、文部科学省と特定の民間奨学財団に通知致しますので予めご了承ください。

質問はE-mail: info@takaku-foundation.comにお問い合わせください。

以上